

第 5 回懇談会（H29. 4. 18）の振り返り

（各委員の発言から抜粋）

（1）アンケートの集計結果について

- ・問 12 について、議員または議会活動が見えないことに対し、市民の不満が出ている。
⇒議会基本条例の検討でも、一番大きな課題として議会も認識。議会や議員が何をやっているか、市民にはまだまだ伝わっていない。
- ・議会や議員としての発信の仕方について課題として重く受けとめていきたい。

（2）議会と懇談会との意見交換について

- ・意見交換会は、議会の要請に基づいて行うのか。または懇談会の主催として行うのか。
⇒議会からの要望という認識。自治基本条例の策定と同時並行で進んでいるため、自治基本条例の骨子案の考え方も伺う中で、議会基本条例の策定を進めたいという趣旨。
- ・議会側の体制が議会運営委員会の委員と正副議長となっているが、議員お 2 方の立場はどうなるのか。
⇒どの立場で発言するかは、議会側にお任せする。議会側の一員として、懇談会に対して聞きたいことを率先して聞く方が、議員の方々が聞きやすくなるかもしれない。
- ・懇談会日程は、5 月 24 日（水曜日） 19 時からとする。場所は改めて通知する。

（3）前回の振り返りについて

- ・追加修正なし。

（4）情報公開について

「第 4 回委員会資料 資料 3 5(2)説明責任 ②主体をどうするか。」について

- ・市と業務上密接に関連している市民団体や市の介護サービスを受託している NPO 法人等、何らかの関係にあるそれら団体にも説明責任あるのは理解できるが、市民一般に対して説明責任を求めることは、あり得ないのではないか。
- ・法律も、行政機関が保有する情報公開に関する法律になっている。なぜ行政機関かという、庁舎管理権が首長（市長）にはあり、市長が庁舎を管理していることを受けて、庁舎内にある文書は全て情報公開の対象となるためである。NPO 法人や市民団体など、地方自治法第 157 条により、補助金の対象になる公共的団体に対し、首長には総合調整権がある。これに対しては管理監督権があるため、補助金を出している市民団体や NPO 法人は、情報公開の対象になるというのが法律上の分析の考え方である。
- ・「市民等」は、限定して人たちだけ（市の業務に関連している事業者など）のことであることを明確にし、ほかと同じように「市民等」という茫漠とした言い方ではない

形にすることを強く要望する。

- ・行政機関でない団体であるため、行政同様に説明責任を義務づけるのは少し抵抗がある。努力義務の形で持っていくのならば問題ないと思われる。
- ・営利事業者、福祉法人やNPO法人等の非営利事業者、市民団体など様々な事業者がある。市民という言葉で表題をまとめず、事業者（事業受託者）。そういうことでの公的な責任の問題として出したほうがいい。

「第4回委員会資料 資料3 5(3)個人情報の保護 ②主体をどうするか。」について

- ・市の保護条例第4条「市民の責務」に記載のある「市民は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない」というのは、自分の個人情報のことよりもむしろ他人の個人情報のことを指しているのではないか。
- ・個人情報保護は、行政機関が保有する情報のみを対象とするのではなく、市民全体を含めており、市民も保護の対象に入る。

「第4回委員会資料 資料3 5(4)範囲 ②タイミングはいつが適切か。」について

- ・市民参加の関係でいえば、策定過程こそが重要。策定過程に市民意見をできるだけ反映してほしいため、その過程の説明文書が全て出てこなければ困る。また、決定された市の方針（長期計画・調整計画等）は、参加意欲に関わらず、全市民に周知されなければならない。
- ・事前、事中、事後を総括して、事前手続きを中心とした市民参加を含め、自治基本条例に位置づけて間違いない。この位置づけの中で、全部必要だと考える。
- ・情報公開でも、開示は判例を積み上げ進んでいるが、情報提供の部分（市民参加、住民参加という位置づけ）が遅れている。自治基本条例の中で、行政側も議会側も、これをどう位置づけるかが課題だと考える。
- ・時限秘文書で、決められた非開示の期限が過ぎた段階で、開示文書にきちんと変更されるかどうかは大事な問題である。国レベルだと外交文書等が時限秘文書に相当したりするが、自治体レベルでも同様のケースは考えられる。
- ・自治体レベルでの話だと、例えば迷惑施設を建設するとき、市民の立場としては早目に情報を知りたいという要望に対し、市の側としては決まるまでまだ情報を開示できない、というような問題も実際の運営上あると思われる。公開を主張できる立場の市民が、早い段階で計画段階の行政資料として提供を求めることができる形にするかどうかは、非常に悩ましい問題だと思われる。
- ・政策策定過程の情報として、どの程度の情報ならば出せるものなのか。

⇒ある程度、個別具体的に議論が必要である。

- ・情報をいつの時点で地域に流すのかについては、どう考えるか。

⇒いつからできるかは非常に難しい問題であり、問題ごとに違うように思われる。どの問題であれ、できるだけ早くから予告し、予防線を張り、論点を詰めていかなければ、解決しない。

「第4回委員会資料 資料3 5(4)範囲 ③程度はどうするか。」について

- ・伝統となっているものや公表が義務づけられているものは、義務規定。事柄の性質上、そこまで言い切れないものは、努力規定。年々の事情の変更に応じながら、努力規定で伝統を重ね、経験を積んでいくことが大事。段階的に義務規定とすることが考えられる。
 - ・努力規定の表現は弱いと考える。市民には、表現の違いは単純に姿勢の違いにしか見えない。段階的にというところは市民には伝わりにくい部分かと思われる。
 - ・全部義務づけるのはあり得ない。どういうときに提供するのが良いか、一概には言い切れないため、適時適切に必要なときには公表、提供しなさいと言わざるを得ない。努力規定で書くと、行政に裁量の余地を広く与えてしまい、努力しないのではとの疑いを強く持つなら、なるべく疑いが持たれないように書くのが望ましい結論か。
 - ・策定過程の度合いが、各施策や計画によって異なり、判断するのは相当難しいと思われる。義務規定にすると、立ち行かなくなるか。これは意見としてだが、「努める」でとめるのはどうだろうか。
 - ・一定程度の義務規定は避けざるを得ない。現在進行の政策について、例えば個人情報や開示・提供できないものは、例外規定として対処せざるを得ないと考える。
 - ・義務規定としておき、住民参加を保証するということで、理論的にはある程度整合性がつくかと思われる。
 - ・重要な情報については義務規定として策定過程の開示をしていくという全体の縛りでいければと考える。
- ⇒重要な情報は、どこまでが重要なのかとの話になる。市と市民で行き違いが生じ、おそらく問題となる。
- ・市は規則や要綱、要領について、パブリックコメントをやっているか。
- ⇒重要な計画や条例については慣例的に実施し、規則や要綱については実施していない。
- ・パブリックコメントには根拠がないのか。
- ⇒ない。
- ・議会が首長に対してパブリックコメントをするよう議会の決議または要求したことが今までにあるか。
- ⇒記憶の限りではない。その辺もきちんと整理する方向性で動いている。

- ・議会がパブリックコメントをやれという仕組みもある。議会としてはどうか。
- ⇒今までの議論の中で、テーマとして挙がっていないため、議論したいと考えている。
- ・自治基本条例に規定ができれば、市民はそれだけを根拠に、議会の保有情報の提供を要求してくる形になる。その関係をどこまでやるのかをもう少し明らかにしたほうが良いと考える。

「第4回委員会資料 資料3 5(5)その他 ①会議の公開」について

- ・会議とは、執行機関側がつくる審議会・調査会・懇談会・研究会など、有識者や市民等により構成される会議を指しており、職員だけで構成させる内部の会議は入っていない。議会側の様々な会議については、議会基本条例で決められると思われる。
- ・会議の公開を原則にしたほうが良い。どうしてもないときだけ非公開を決定できるとしたほうが良いと考える。
- ・土地収用委員会などは、会議を公開するとなると委員の受け手もいなくなってしまうため、公開にはできない。
- ・議会基本条例では、会議は原則公開でやろうという方向性で進んでいる。個人情報扱う問題や公開できないような協議をせざるを得ない場面などについて、非公開（秘密会）で運営してはどうかといったことを検討している状況である。
- ・会議の公開と会議録の公開はほぼ一致するが、これを一緒にして良いか。
- ・基本的に、会議は公開を基本とする。会議公開あるいは会議録公開を委員に委嘱した時点で、本人の了解を得て参加してもらう手続が必要になる。これは基本条例の手続の1つだと考える。
- ・会議に提出された資料の公開も大事である。議事録と一緒に、会議に出された資料がなければ、何を議論していたのか把握できない。

■論点に対する考え方の選択肢に対する懇談会としての方向性（情報公開）

(1) 知る権利

① 明示的な規定を行うかどうか。

- ア 知る権利について明示的に規定する。(11/11)
- イ 知る権利について明示的に規定しない。(0/11)

② 対象をどうするか。

- ア 執行機関の保有情報に限る。(9/11)
- イ 執行機関及び議会の保有する情報とする。(2/11)

(2) 説明責任

① 明示的な規定を行うかどうか。

- ア 説明責任について明示的に規定する。(10/11)
- イ 説明責任について明示的に規定しない。(1/11)

② 主体をどうするか。

- ア 執行機関とする。(8/10)
 - イ 執行機関及び議会とする。(1/10)
 - ウ 市民等（市民団体、NPO など）を含む。(1/10)
- △：公共的な責任を負う事業者や市民団体等に限定

(3) 個人情報の保護

① 明示的な規定を行うかどうか。

- ア 個人情報保護について明示的に規定する。(10/11)
- イ 個人情報保護について明示的に規定しない。(1/11)

② 主体をどうするか。

- ア 執行機関とする。(7/10)
 - イ 執行機関及び議会とする。(2/10)
 - ウ 市民等（市民団体、NPO など）を含む。(1/10)
- ※武蔵野市個人情報保護条例第4条に「市民の責務」規定あり

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(4) 範囲

① 対象をどうするか。

ア 全般的な理念的な規定を置く。(11/11)

イ アに加えて全ての計画についての規定を別に置く。(1/11)

ウ アに加えて長期計画・調整計画及びその他の重要な個別計画についての規定を別に置く。(3/11)

エ アに加えて長期計画・調整計画についての規定を別に置く。(0/11)

オ その他計画以外に具体的な事項を入れる。

② タイミングはいつが適切か。

ア 策定過程(7/11)

イ 策定時

ウ 実施状況(評価)(7/11)

③ 程度をどうするか。

ア しなければならない、と義務的規定とする。(7/11)

イ するように努めるものとする、と努力規定とする。(4/11)

(5) その他

① 会議の公開

ア 会議の公開について明示的に規定する。(3/11)

イ 会議の公開について明示的に規定しない。(8/11)